

令和5年

# 行財政改革特別委員会会議録

とき 令和5年1月24日

品川区議会

令和5年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 令和5年1月24日（火） 午後1時00分～午後2時18分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員	委員長 若林 ひろき 君	副委員長 石田 ちひろ 君
	委員 鈴木 真澄 君	委員 渡部 茂 君
	委員 高橋 伸明 君	委員 湯澤 一貴 君
	委員 西村 直子 君	委員 塚本 よしひろ 君
	委員 あくつ 広王 君	委員 鈴木 ひろ子 君
	委員 大倉 たかひろ 君	委員 くにば 雄大 君
	委員 松本 ときひろ 君	

出席説明員	和 氣 副 区 長	久 保 田 企 画 部 長
	黒田計画推進担当部長 （財政課長事務取扱）	佐藤企画調整課長
	堀越総務部長	榎本新庁舎整備担当部長
	古 卷 参 事 （総務課長事務取扱）	山下新庁舎整備課長
	大友新庁舎建設担当課長	

○午後1時00分開会

**○若林委員長**

ただいまから、行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査およびその他を予定しております。

なお、議題に関連して、和氣副区長、新庁舎整備担当部長、新庁舎整備課長および新庁舎建設担当課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

本日もこれまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限としておりますので、ご了承ください。

それでは、本日も、特に、会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をお願いいたします。

本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

---

1 特定事件調査

(1) 新庁舎に関すること

**○若林委員長**

初めに、予定表1、特定事件調査を行います。

まず、(1)新庁舎に関することを議題に供します。

本日は、理事者より、この間の新庁舎整備に向けた進捗状況について、ご説明をいただきます。その後、委員の皆様には、昨年12月26日に行った世田谷区役所への視察を踏まえてのご意見・ご感想等を含め、活発な議論をしていただければと考えております。

それでは、理事者より、ご説明をお願いいたします。

**○山下新庁舎整備課長**

それでは、特定事件庁舎調査、新庁舎に関する事で新庁舎整備に向けた検討状況についてご説明いたします。

初めに、1、品川区新庁舎整備基本計画の策定ということで、前回の委員会の際に口頭で申し上げましたとおり、(1)昨年12月19日開催の第11回品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会におきまして、早川委員長より森澤区長へ答申をお手渡しいただきました。

続いて、(2)策定および公表についてですけれども、本年1月12日付で計画を策定し、今後広報しながら2月1日号や区ホームページへの掲載により周知を進めてまいります。

なお、本日は、別紙1で概要版、別紙2で要約版、別紙3で計画本編のうち、答申から記載の修正箇所等を束ねた抜粋版をお配りしております。

続きまして2、答申からの変更点につきまして、資料の別表、下のところから裏面にかけてまとめて記載しております。そちらと別紙3の抜粋版を用いてご説明を申し上げます。別紙3を併せてご覧いただければと存じます。

別紙3を2枚おめくりいただきまして、18ページですが、4)防災の(ア)周辺施設との連携機能の「○周辺施設との連携」の項、2つ目の黒ポチのところですけれども、答申での記載は、「第二庁舎は災害対応従事者の休憩・宿泊場所、第二庁舎駐車場は協定先や支援団体の車両駐車スペースとするなど

後方支援拠点としての活用を検討します」でございました。策定に際し、「帰宅困難者一時滞在施設、災害対応従事者の休憩・宿泊場所、協定先や支援団体の車両駐車スペースとするなどの後方支援機能といった災害対応機能については、庁舎跡地周辺の一体的なまちづくりにおいて別途検討します」と改めております。

資料本紙は裏面にお進みいただきまして、別紙3はそのままおめくりいただいているページの図表2-14、新庁舎および周辺施設の災害時の役割の記載のうち、左上の部分、答申では「第二庁舎駐車場（別途検討中）」、「第二庁舎（別途検討中）」との記載でしたけれども、今回、「別途検討」と記載を一枠にまとめております。

次に20ページ、図表2-18、その他災害関連諸室ですが、中段の「宿泊・仮眠スペース」の枠になりますけれども、「男女別仮眠室、更衣室、シャワールームなど（第二庁舎内を計画予定）」となっていたところを「（別途検討）」と改めております。

別紙3をおめくりいただきまして、32ページ、1、建設予定地の第二庁舎および現庁舎跡地の活用方法等に関する記載を削除しております。

次に隣の51ページ、6、外構計画、「1)周辺からのアクセス・第二庁舎へのアクセス」との記載を「1)周辺からのアクセス」と改めております。こちらは目次の項も同様でございます。

別紙3をおめくりいただきまして、52ページ、1、基本計画の施設規模について、上から9行目、「また」以下の記載ですけれども、「第二庁舎（防災センター）は建物を残して、別途活用します」との記載を、「本庁舎・議会棟・第二庁舎・第三庁舎の区有財産については、新庁舎建設にかかる区民負担軽減と一体的なまちづくりの観点を踏まえ、別途検討します」と改めております。

続いて右手、53ページ、図表5-1、本庁舎整備に関する事業費（概算）の試算の表の枠の下、米印ですけれども、答申におきましては2つの注釈だったところを、3つ目の米印として新たに「庁舎跡地の一体的なまちづくりにより、区民負担の軽減の方策を検討します」の一文を加筆しております。

別紙3、おめくりいただきまして、55ページ、3、財源計画の項におきましては、「財源については」から中略で、最後に「整備内容に応じた補助金の活用も積極的に検討します」としていた一文の前の部分に、「また、庁舎跡地の一体的なまちづくりによる区民負担軽減の方策や、」という表現を加筆しております。

最後に、お隣の61ページ、2、事業スケジュールでございます。このたび、基本計画の答申および策定がおよそ2か月後ろに延びておりますので、図表6-5の「事業スケジュール」におきまして、「基本計画」の薄緑色の矢印の中、赤丸の「パブコメ8月」から、オレンジ色の丸、「策定」のところまでの長さが延びる形で記載を改めておりまして、以下、右手に進む「発注準備」以降の各矢印が少しずつ右にずれる形に記載を改めたものに差し替えております。

以上の各変更点を踏まえまして、別紙1、概要版におきます記載の変更箇所といたしましては、全て裏面になりますけれども、右側、7、新庁舎の規模の整備の項の一番下に3つ目の注記を追記しております。

その1つ下、8、事業費の項において、同じく一番下、3つ目の注記を追記しております。

そして、9、事業計画の「事業スケジュール」の表記を差し替えております。

続いて別紙2、要約版におきましては、おめくりいただきまして、8ページ、左手、9、新庁舎の規模の整理の項におきまして、上から7行目、「また」以下の記載を追記しております。

そして、お隣の9ページ、10、事業費の算出の項の下の注釈です。米印の3つ目を追記しておりま

す。

また、10ページ、11、事業計画、2)事業スケジュールの表記を差し替えております。

変更点に係る説明は以上でございます。

資料の本紙にお戻りいただきまして、最後に3、今後の予定ですけれども、計画策定を受けまして、基本設計発注に向けた準備を進めてまいります。具体的には簡易プロポーザル方式による事業者選定に臨みまして、令和5年度の契約を目指すとともに、事業者選定に際しましては、学識経験者からの参考意見をあらかじめ聴取し、活用することを考えてございます。

#### ○若林委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただいまの説明に関する質疑等に加え、先ほどもご案内しましたが、12月26日に行った世田谷区役所への視察を踏まえてのご意見・ご感想がございましたら、併せて伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件につきまして、ご意見・ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○鈴木（真）委員

これで基本計画が策定できたということで、進んでいくことを期待しています。なるべく早く進めていただきたいと思うのですが、その中で何点か確認させてください。

今日のこの変更の中で、まず以前にやっていた品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会等に対して、委員長または委員の方にどのような形で変更があったということを伝えていくのでしょうか。長い期間検討された中で変わってきたというのは、やはり委員の方々にとっても知らせておかないとおかしな問題になってくると思う。まずその点について聞きたいと思います。

#### ○山下新庁舎整備課長

ただいまご質問いただきました今回答申から策定に至るところでの変更点等の周知についてでございます。また、特にその品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員としてお務めいただいた皆様に対する周知というところでございます。

今回10月17日の答申案の段階から、一部修正があった際もこの形で答申に向けて動いているということで、各委員の皆様にはご郵送で変更点を含めてご案内をさせていただきました。今回につきましても、策定に至る段階で答申からの変更点はこういったところがあるということは、別表をおつけする形で丁寧な説明に臨んでまいりたいと考えてございます。

#### ○鈴木（真）委員

特に建設予定地とかで出てくる第二庁舎が、私は取り壊したほうがいいと言っていたのですが、基本的に残した形で進めていくということでスタートしている中で、今回方向性が変わってきたということになると、その辺は丁寧な説明が必要だと思っております。

それから、これからの計画を作っていくうえで、区の中でどの部署が担当していくのか。今新庁舎担当ではなく、全体的なまちづくりになってくるような部分も絡んでくると思うのですが、その辺はどのように考えていらっしゃるのか。

また、これから今までのような検討委員会のようなものを作っていくのか、その点についても教えてください。

#### ○山下新庁舎整備課長

今回は新庁舎整備基本計画に基づく質疑ということですので、私のほうからご回答申し上げます。

実際にこれからどのように進めていくのかというところや、今回の計画の変更点に関わる場所は、まちづくりに大きく関わる場所というのは確かにあるかというふうにもこちらでも認識してございます。どのような形で、どの部署がというところは、これから検討を進めていく必要があると思いますけれども、まず新庁舎の整備という部分に関して申し上げますと、やはり現行計画を滞りなく進められるように取り組んでいくというところが肝要かと考えておりました、その部分にまずは注力していきたいというふうにも考えてございます。

また、その後のいわゆる委員会の設置といった部分につきましては、今、第4回定例会等のご議論の中でも一部言及されているところがございますので、そういったところを踏まえて検討を進めていく必要があると認識してございます。

#### ○鈴木（真）委員

これから進めていくと、大井町の大きなまちづくりの中に含まれていく部分になっていくと思いますので、地域の方の声もいろいろ聞きながら検討していただきたいと思いますと思っております。

それから、建物の本体についてちょっと確認させてください。

今までちょっと確認し損なっているのですが、今この区の総合庁舎は、国の法務局の品川出張所、それから東京都建設局の第二建設事務所が入っています。これはどのように、新庁舎計画の中に含まれていくのか、殊に法務局に関しては以前にも移転という話が出まして、現状はそのまま止まっていますけれども、これは閣議決定されていますよね。鶴の木の方に移るということになっているのですけど。区の中に法務局、どうしても五反田に法務局が欲しいと私は思いますので、その辺はどうなっているのか、状況を説明できればお願いいたします。

#### ○大友新庁舎建設担当課長

新庁舎への国と都の入居、合築状況ですけれども、こちらのほうは、今現在、庁舎は区が8割程度、都が2割弱、国が3%程度所有している状況になります。こちらにつきましては、新庁舎におきましても、国と都がそれぞれ入居するというか、一緒に建てていくということで、総合庁舎という形で調整を進めている状況でございます。入居につきましては、現在どれだけの面積が必要かということで調整をしているところでございまして、基本的にはそこまで大きく現在の庁舎と変わるような面積変更はないかと思っております。

#### ○鈴木（真）委員

全体的な話になりますけれども、うまく進めていただいて、殊に今回は経費の件も出てきていますので、効率的な建物、そして全体的な開発に含めてやっていただきたいと思います。要望で終わります。

#### ○あくつ委員

幾つかまとめて、時間もないので質問させていただきます。

今の鈴木真澄委員の質問に関連するのですが、今回の変更、私も品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会として答申案については関わらせていただいたのですが、**「第二庁舎は建物を残して」**という表記が全て消えている中で、ここに書いてあるとおり、第二庁舎を残さないという考えで一体的にもう一回考え直すという大きな変更を示しているのかということが1つ。

それと、資料の裏面の52ページの**「基本計画の施設規模について」**のところの表現ですけれども、**「本庁舎・議会棟・第二庁舎・第三庁舎の区有財産については」**と、あえて**「区有財産」**という言葉を入れた意味というのはどういうことなのかということが1つ。これが2つ目の質問です。

3つ目の質問は、表面のところの今後の予定で、基本設計発注に向けた準備の中で、これから、「簡易プロポーザル方式により事業者選定に臨み、令和5年度契約を目指す」。本来であれば、令和4年度だったのかな、契約を目指していたのが2か月ずれ込んだということですが、このスケジュール感は、どういうスケジュール感なのかということが1つと、「事業者選定に際しては、学識経験者からの参考意見をあらかじめ聴取し、活用する」とあるのですが、ここで言う「あらかじめ聴取し」というのは、どの段階で、どういう方から、どのような内容を聴取することをお考えになっているのか教えてください。この3点伺います。

#### ○山下新庁舎整備課長

まず私から第二庁舎に対する考え方の部分について1つお答えいたしますと、今回記載がこれまでと異なっている部分につきましては、実際、第二庁舎を残すという観点から書かれていたものが、活用について全体的な検討をもう一度していくということで書き換わっているものでございまして、残さない、残すという議論が一定進んだということではございませんで、今後の検討が十分に必要だという考え方で捉えているものでございます。

また、2点目の52ページ、先ほどの「区有財産」というところのご指摘ですが、1つ前の委員のご質疑でもございましたとおり、総合庁舎につきましては、国の機関、都の機関の持分割合がそれぞれあるということで、総合庁舎は区だけのものではないということがございまして、区として判断ができるのは区有財産の部分であろうということから、このような記載になっているものでございます。

#### ○大友新庁舎建設担当課長

まず初めに、スケジュール感についてご説明させていただきます。

スケジュール感についてですが、当初、令和4年度の10月、11月に策定することを想定していたのですが、1月にずれ込んでいる状況でございます。この2か月、3か月のずれが全てのスケジュールに影響してきているということで、発注準備、当初4月1日から設計に入れるようにという形で、プロポーザルは年度内に行う予定で考えておりました。そこに二、三か月のずれが生じるということで、今、発注準備、プロポーザルの準備を進めている段階でございます。2か月、3か月という遅れを少しでも早く取り戻すということで、プロポーザルの時期をできるだけ詰めてやっていきたいと考えているところでございますけれども、現在4月だったものが6月という形に、プロポーザルの時期は決定になるかなということで考えているところでございます。

またそれに伴い、基本設計と実施設計は、それぞれ1年、丸々1年ちょっと、両方ともかかるようなスケジュールでございますので、年度をまたいでのスケジュールとなっているところでございます。

また、3点目の学識経験者につきましては、今考えているところでは、建築の各分野で、今回は、構造、意匠、環境、防災、また基本計画で強く打ち出しているバリアフリー、こちらの関係について各分野の有識者の選定をして、調整を図っているところでございます。

あと、事前にどのタイミングで意見をいただくのかということにおきましては、プロポーザルの審査ヒアリングの段階でご意見をいただき、また、資料を見ていただき、ご意見をいただくということで考えているところでございます。

#### ○あくつ委員

先ほど、1番目の質問の第二庁舎のことについては、第二庁舎のあるなしに関係ないというか、あるなしということではないというようなお話がありましたが、在り方についても改めて検討するという意

味なのか、もう一回確認させてください。

区有財産という表現は、改めて、あえてこういう表現を何でここでしてきたのかなと、先ほどのご説明なのでしょうけれども、わかりました。

それと、最後の学識経験者から参考意見を伺うということはあれなのですが、そうすると、審査委員の中には大学の教授等の有識者が入るということではないという意味なのでしょう。

それとごめんなさい、さっきまとめて質問と言ったのですけれども、コンストラクション・マネジメントのマネジャーの話は、一刻も早く発注したい、プロポーザルしたいというお話は以前に答弁があったのですけれども、これはどのタイミングで出されるのか、これも教えてください。

#### ○山下新庁舎整備課長

まず私から第二庁舎の件についてですけれども、今回、現庁舎跡地および周辺のまちづくりを一体的に行うというような方針を少しお出ししながら、この基本計画の策定というところに至っている部分がございますので、在り方の部分についても今後この検討を進めていく必要があると認識してございます。

#### ○大友新庁舎建設担当課長

学識経験者は審査委員の中に入らないという認識のとおりでございます。審査委員は区の間が行い、その審査をするに当たって参考意見を学識経験者からいただくという形になってございます。

2点目の件ですけれども、CMのほうのプロポーザルの進みですけれども、開始時期は基本設計の業者選定と同時期に開始を考えてございます。しかしながら、業者のほうからの提案事項をまとめる期間、またその他のスケジュールで短縮できる場所がありますので、先行して決定をしていきたいと考えているところでございます。

#### ○あくつ委員

最後にします。ということは、設計業務、まず設計業者を選ぶのにはCM、コンストラクション・マネジャーは、今回は関わらないと、関われないと。いわゆる世田谷区なんかでは、そこから入っていたと思うのですけれども、関われない。設計段階ではどういったことをCMに、設計段階ではどのように関わりがあるのか、また、そのあたりについて最後に教えてください。

#### ○大友新庁舎建設担当課長

委員からお話がありましたとおり、設計業者の選定に関しましては、今回CMといわれるコンストラクション・マネジメントの会社は関わることはありません。

続いて2点目ですけれども、どのような業務で関わっていくかということにつきましては、基本的にコスト管理であったり、スケジュール管理、またそういうところに伴いました技術的な視点に対して、区に対して参考意見であったり、アドバイスをいただく形になってございます。

#### ○渡部委員

僕も1点だけですけれども、先ほど鈴木真澄委員から質問があった中で、第二庁舎の件。第二庁舎は確かに残すことありきでいろいろ計画が進んでいたのが、今回その文言が削除されて、今のあくつ委員からの質疑の中でも、壊す、壊さないとかではなくて、まちづくりを考えていく中でというようなところがあるから、それが削除されたという認識は、それはそれでいいのですけれども、そうすると、まだ当然第二庁舎は建って日が浅かったりする中で、まちづくりの将来的なものを考えると、これは認識としては例えば区民公園ですとか、中小企業センターですとか、脇の防災公園もひっくるめてまちづくりを考えていく上で、これから先、新庁舎とは別に跡地を考えていく上で、まちづくりをしっかりと区有財産の中でやっていくというイメージで捉えていいのでしょうか。そうでないと第二庁舎だけが問



題点になってくると、そこはまた違うような気がするのですけれども、考え方を教えてください。

#### ○山下新庁舎整備課長

今ご質問がございました第二庁舎に限定した捉え方なのかというところがございます。今回、第4回定例会で差し上げているご答弁の中では、現庁舎跡地および周辺のまちづくりを一体的に行うという方針を大きく打ち出しているところがございますので、今具体の例示がございましたけれども、そういったところも含めて、少し広町2-1-36だけではないところの視点というのはやはり必要になってこようと認識してございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

私も今回の答申からの変更点というところでは、第二庁舎をこれまでは残すということです。ずっと来たにもかかわらず、今回、第二庁舎は残すということがなくなったというところで、ちょっと驚いたのですけれども、第二庁舎はこれまで残すということを前提に、建物を残して別途活用するという前提を前提にずっと進められてきたにもかかわらず、今回、なぜ答申を受けた後、策定委員も知らない中でこういう形で第二庁舎を残すということが変更になったのか、なぜなったのか。そして、それはどこでどんな検討がされたのか、この点についてまず伺いたいと思います。

#### ○山下新庁舎整備課長

今回、12月19日に答申をいただきましてから策定に至る段では、実際に答申をいただいた内容について関係する決裁を受ける中で、実際にどういった形が考えられるのかということ種々議論してまいりました。今回、第4回定例会の中で、既に一体的なまちづくりということが打ち出されている中で、必ずしも現庁舎跡地だけではないというような議論が一定ございましたので、今回そういった内容をこの整備計画策定の段で反映されたものと認識してございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

この庁舎跡地周辺の一体的なまちづくりというのは、今回、答申を受けた後に初めて出てきた考え方なのでしょうか。それはなぜ今の段階で突然それが出てきて、そして、品川区の担当部署だけでこういうことが決定されたということなのか、その確認をお願いしたいと思います。

#### ○山下新庁舎整備課長

今回、答申から策定に至るまでの変更点につきましては、実際に昨年8月にパブリックコメントを実施しまして、ご意見をいただく中で、また、オープンハウス形式でございましたり、説明会形式の説明会等を実施する中でも、「現庁舎の跡地はどうなるの」、「現庁舎はどうなるの」、「新庁舎が新たに建つ」ということはわかりました。それで、現庁舎のところはどうなるの」というところは、やはり素朴なご意見の中でした。これまで中長期的に総合的な検討をしていくということで記載をしていたわけですが、やはりそれを一歩進めていくという姿勢から、今回、より具体的な記載に改まったものと認識してございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

先ほどの話では、これまでははっきりと第二庁舎、防災センターは建物として残して別途活用するという方向が明確に打ち出されていたわけですが、その文言がなくなったということですが、残さないということで決まったわけでもないということなのですね。それで、残すか残さないかも含めて今後検討するという方向なのか、その点の確認をお願いしたい。

それからあと、文言の変更というところで、「区民負担軽減」と何回も出てくるのですけれども、これは民間連携で庁舎跡地を検討するという、新しい森澤区長の公約の中にもこういうことは入っていた

と思うのですけれども、区長が新しく森澤区長になって、そういう公約を掲げて、そういうことを検討していく中で出てきたということなのか。

そしてまた、「区民負担軽減」というところには官民連携のPPPという手法ですか、そういうことを検討するという意味合いも含めた形で、こういう今回の変更点になったのか、その点についても伺いたと思います。

#### ○山下新庁舎整備課長

今回、計画策定に至る中では、答申を経て、その後決裁を計画の策定に向けて進めていく中で、議論を進めてきたものでございます。実際に区民負担を軽減し、生み出した財源を福祉の向上や災害対策、次世代の投資に振り向けていくというようなことは、先般の区長答弁でも出ているところがございます。今回、新庁舎整備の基本計画に当たりましては、この新庁舎の整備が滞りなく進んでいくように取り組んでいくというところは変わらぬものとして1つ柱としてある中で、その事業費に当たる部分の区民の負担については、軽減できるような方策を模索していきたいという思いはございますので、そういったところから記載が改まったものでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

私たちは民間を活用した手法ということに対しては、区民の財産を民間に提供することになるのではないかとことで指摘をしているところですが、今回こういう形で丸々これまでの方向を大きく転換したわけですね。その転換が品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会にも、策定委員も知らないままこれだけ大きな変更をするという、それを担当部署で行うということで、こういうやり方でいいのかなと思うのです。先ほど鈴木真澄委員からもありましたけれども、策定委員の方々に対しては、きちんと説明する場を作るとか、そういうことも必要なのではないかなと思うのですけれども、その点も伺いたと思います。

それからあともう一つ、別のところで、今後の予定のところですが、先ほどもさまざま答弁がありましたけれども、これから令和5年度の契約を目指すというところで、スケジュールのところでも若干言われましたけれども、簡易型プロポーザル方式ということなので、募集要項、募集要領、これを公表して、そして事業者を募集するという形になると思うのですけれども、この募集要項が公表されるのはいつごろなのか。

また、コンストラクション・マネジメントの業者もプロポーザルで選んでいくということなので、この業者を選ぶに当たっての募集要項というのもいつごろ公表されるのか。

そして、公表してこれから学識経験者の意見も伺って、契約をする時期というのが何月ごろなのかというところのスケジュールについても伺いたと思います。

コンストラクション・マネジメントの業者と、こちらの基本設計の業者と、それぞれどういうスケジュールなのかについて、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

#### ○山下新庁舎整備課長

まず1点目の策定委員の皆様への説明のところについて私のほうからお答えいたします。

12月19日の品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会の場で、委員長からも、「今回、この答申から実際上は区として決定される段階に当たって政治的な判断があるかもしれないけれども、この基本計画の答申というものについての神髓といいますか、理念の部分はしっかり受け止めていただきたい」というお話がございまして、区長より、「それをしっかりと熟読させていただいて、受け止めていく」というお話がございました。

今回、実際に変更になった箇所については別表の形でしっかりと分かるような形で表記をしまして、品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会の皆様に説明をしていく、それをお送りしていくということで、しっかりと説明責任を果たしていきたいと考えてございます。

#### ○大友新庁舎建設担当課長

プロポーザルのスケジュールにつきましてお答えさせていただきます。

こちらのほうですけれども、現在準備を進めている段階でございまして、準備が整い次第公開していくというところは変わっておりませんが、今のこの時点でいつという形でのお答えは避けさせていただければと思っております。しかしながら、6月の契約に向けて今準備を進めているところでございますので、できるだけ早くプロポーザルの実施要領の公開に向けて準備を進めてまいりたいと考えているところです。

#### ○鈴木（ひ）委員

6月の契約ということで、今は1月で6月という半年もない状況であるにもかかわらず、実施要項、募集要項というのがいつごろ公表されるかというのもまだ決まっていない。いつごろというのは、逆算して大体いつごろに募集要項をホームページでも公表して、いつごろに審査してというのは、おおよそのスケジュールというのは決まっているではないですか。それなのに募集要項がいつごろ出されるか、公表されるかということもお答えいただけないのか、その点を伺いたしたいと思います。

それぞれコンストラクション・マネジメントも基本設計も、そこのところもまだ言えないという状況なのか、それはおおよそというところではあるのではないかなと思うのですが、教えていただきたいと思っております。

#### ○大友新庁舎建設担当課長

現在、おおよそのスケジュールは当然のことながら組んでいるところでございます。しかしながら、まだそのスケジュールの決定が取れているところではございません。今現在、6月中に契約をしますと、2月中には実施要領の公開をしなくてはならないと考えているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

わかりました。あと、これは新庁舎ということですが、第二庁舎がこういう形でこれまで残ると言っていたものが、「残る」という文言が全て消された形になったわけです。そうすると、第二庁舎も含めた形で現在の庁舎跡地の検討というところに移っていくと思うのですが、そこのところでは、森澤区長は、区民による検討会を設置するというのも公約に掲げられていると思うのですが、そういう方向でも準備をされているのか、その点について伺いたしたいと思います。

#### ○山下新庁舎整備課長

今ご質問いただきました、この後の跡地のほうの委員会につきましては、区長のほうでそのようなお話をさせていただきますので、今後どのような形で進めていくかというのは、内部でも検討が必要だろうと考えてございます。

#### ○松本委員

今の第二庁舎のところですが、そもそもの品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会についてですが、これは設置要項とか諮問文を見ると、あくまでも「新庁舎」となっているかと思っております。今、第二庁舎の話も出ているのですが、第二庁舎は新庁舎ではないということで、もともとどこから言うと、諮問とか設置の関係で言ったら、必ずしも残っている今の本庁舎と第二庁舎について、品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会が検討しなければいけないということはないのかなと

思ったのですけれども、このあたりの事実関係はどういうふうに整理すればいいのでしょうか、お願いします。

#### ○山下新庁舎整備課長

ご質問のあった設置要項と実際に品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会の審議すべき内容、諮問いただく内容の整理でございます。確かに委員ご指摘のとおり、本庁舎や第二庁舎について直接に議論をする機会ではない、新庁舎にどういった機能が必要なのか、新庁舎のことについて考えていただきたい場であるということをご指摘のとおりかと存じます。

他方で、新庁舎を議論するに当たって、では現状はどうかのだろう、現庁舎の扱いはどうなっているのだろう、第二庁舎はどうだったのだろうというところから、やはり一定ご議論の中で触れられる部分はございまして、今回このような形にまとまっているところがございまして、全く関係がないというような捉え方はこちらとしてはしておりませんで、ただ、文言上諮問の事項として直接に関わるものではございませんけれども、関連する事項としては一体として捉えているところがございまして。

#### ○松本委員

この上で、これから現庁舎の跡地、第二庁舎も含めてですけれども、どういうふうに考えていくかということになると思います。今、鈴木ひろ子委員からもお話があったので、ちょっと重複してしまうのですけれども、森澤区長が公約で区民のご意見を伺いながらということを政策で掲げておりましたので、今後そういう方向でいくのだと思うのですが、その場合というのは、例えば新たに要綱をまた作って、こういうことを諮問していくのですという形で進めていくという理解でよろしいでしょうか。お願いします。

#### ○山下新庁舎整備課長

品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会につきましては、今回諮問事項についての答申を頂戴したということで、この委員会が終了している、廃止になっているというところでございます。

今、ご質問の次の段階の進め方ということについてですけれども、まだこれから検討という中で、同じような形で、いわゆる品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会のような形態を用いるのであれば、やはり新たに要綱を制定して、それに基づいて進めていくという形が考えられようかと思えますし、また別の形を模索していくということであれば、必ずしも委員会設置の要綱という形ではなくて、また新たな形が考えられるのかなというふうに捉えてございます。

#### ○松本委員

本当に先のことになるので未定の部分が多いと思うのですけれども、大体方向性というか、どういうふうに跡地を検討していくのかということ、いつまでに検討しますというのは難しいと思うのですけれども、検討の方向性というか、こういう方針でいきますよというところは、大体いつごろに示される可能性がありそうでしょうか。お願いします。

#### ○山下新庁舎整備課長

可能性という部分でのお答えですので、少し実態と離れる場合が出てくるかもしれないのですけれども、今、令和4年度、これから令和5年度を迎えていく中にありまして、やはり予算の計上というような作業が実態として進んでいるところがございまして、予算をしっかりとつけていかないとそういった事業は進められないというところが裏面としてあるかと思えますので、予算の形で出ていくという形が想定されるのかなと考えてございます。

#### ○塚本委員

別紙3の55ページの財源計画のところを質問させていただきたいのですけれども、先ほどからずっと出ています「庁舎跡地の一体的なまちづくりによる区民負担軽減の方策」ということで、「区民負担軽減の方策」というところの一応確認ですが、いわゆる新庁舎にかかる費用、400億円とかと言われてはいますが、これの一部を一体的なまちづくりによって捻出していこうということ、この負担軽減を図っていくのだと、まずこういう理解でいいのかということを確認させてください。

#### ○山下新庁舎整備課長

ご質問いただきました区民負担軽減に対する考え方というところでございます。本会議等でのご答弁でも申し上げているところは、跡地の活用で収入を得るなどして、実質的に区民負担を軽減して、財源、生み出されたものを福祉の向上ですとか、別の施策につなげていく、答申に振り向けていくというような表現がございます。

実態としましては、400億円以上となっている基本計画の上での建設に当たる費用負担を減らしていくというところからの発露かと思っておりますけれども、区全体のお財布から見ますと、使った、生み出されたお金をどこに充てていくかというところの発想につながる部分がございます。必ずしも色がついていないというところでは、この部分がこのお金というふうにダイレクトにはならないかもしれないのですけれども、まずは実質的にこの建設に当たってなるべく費用負担が軽減できるような建築の設計に臨んでいくというのが1つの大きな柱としてある上で、跡地の活用のところでは生み出された財源をそういった負担軽減につなげていく、もしくは次の時代の投資に振り向けていくという発想から、このような記載になっているものと考えてございます。

#### ○塚本委員

よくわかりました。その上で、ちょっとこれは意見というか、何か答弁があればお願いしたいのですけれども、一応公会的な見方をすると、例えば第二庁舎を一体的活用のためにまだ使えるけれども、1回壊してしまおうというような話になったとすると、使える建物を壊してしまうということは、多分減価償却というところでの損失みたいなものが出てくる。そうすると、全体的には試算の目減りというか、かえって負担が増すみたいな話にもなると思うのです。だから、単に庁舎の費用をどこから捻出していこうということではなくて、一体的活用で出てきた収入というのは区全体で使っていくのだということでお話があったので、そこは大変に理解できる場所なのですが、そういった公会的な視点を持って区民負担の軽減というのは考える必要があるのではないかなと思いますので、ぜひそういった視点を持って検討していただければと思います。

#### ○山下新庁舎整備課長

今の現総合庁舎につきましては、昭和43年で、今年で築55年を迎えるといったところから、新庁舎の必要性ということで区民の皆様にもこの間ご説明を申し上げてまいりました。今、委員からご指摘がございましたとおり、減価償却的な視点に立ったときに、第二庁舎につきましては、平成6年ということで、1994年になるかと思っておりますので、まだ30年ぐらいといったところが考え方の一つとして、事実としてあろうかと思っております。今、委員からご指摘の点を踏まえた、やはり一体としてといいますか、より広い視点での検討が必要と考えてございます。

#### ○石田（ち）副委員長

今、さまざま議論がありましたけれども、周辺のまちづくり、庁舎一体のまちづくりということで、また新たに入れられたと思うのですけれども、その周辺というのは、先ほど中央公園や中小企業センター、その先の防災広場までみたいなお話もあったのですけれども、その周辺というのはどこまでのこ

とを言うのかなというのと、あと、森澤区長が公約のところ、現庁舎跡地の活用については港区の竹芝でしたか、の活用を参考にとということで、多分東京都のスタートアップ事業というのですかね、ちょっと私たちもまだ調べ切れていないのですが、そういうところまで活用していくというのが視野に入っているのではないかなと思うのですけれども、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

#### ○山下新庁舎整備課長

まず、1点目の周辺というようなものの捉え方ですけれども、まだ私どもは明確な定義として何かここまでが周辺だということを持っているわけではございません。ただ、今、現庁舎の広町の位置を考えたときに、やはり360度見渡せば、この広町のこれから開発されていく部分でしたり、二葉のほうだったり、西品川の広い公園の部分というところが視界に入ってくる場所がございますので、こういった部分が周辺というような広い捉え方をしているところでございます。

今、ご質問の2点目にございました竹芝地区のものが、東京都の事業の一部ではないかということですが、東京都のほうを実施されているものですので、もちろん都の事業であったのだらうと思いますけれども、私どもといたしまして、今、都の事業に何か参画するとか、そういった考えがあるというところは耳にしてございません。

#### ○石田（ち）副委員長

周辺と言われると、本当にどこまでかなと。区が言う周辺と、こちらが思う周辺とでどんどん広げられる可能性もあるし、ここまでなのかなというものもあるので、ちょっとイメージできたらなと思ったのです。

そうすると、周辺というのは、大井町側もですか、ということですね。一体、周辺と言われると、どこまで広がって、庁舎の建設が牽引役となって周辺のまちづくり、再開発を進めていく、起爆剤にしていくと品川区は言っていますので、それをどの周辺まで広げていくのかなと。そして、それが今回の第二庁舎の活用の変更と関わって、さらに広がっていくものなのかなとちょっと不安だったり、疑問だったりがあるので、そこら辺はイメージできるようにしていただけたらなと思うのですが、今の段階では全くないということでしょうか、伺います。

#### ○山下新庁舎整備課長

庁舎の敷地を含めたところの大井町駅周辺地域まちづくり方針というところでは、逆に新庁舎だったり、現庁舎だったり、まちづくりの中では左側といいますか、西側に位置づいているところですが、現庁舎跡、今のこの庁舎の場所を中心地点として考えたときには、大井町のほうだけということではなくて、ちょっと表現が何とも難しいところですが、その周辺というふうに捉えられるのかなと私どもとしては今受け止めているところでございます。

実際にまだ具体の検討が何かできているところはございませんで、これから基本計画として策定していく中で、この文言の修正をしているところについて、これから検討を深めていくところですので、現状お答えできる場所としてはこのようなところです。

#### ○鈴木（真）委員

すみません、もう一回確認させてください。

資料1、別紙1の裏面の7番です。新庁舎の規模の整理ということで出ているのですが、もう一度この確認ですが、右側の「新庁舎建設想定規模」の「行政・防災・議会機能など」が約3万5,000㎡、「保健所／保健センター」が約2,000㎡ですが、この中に第二庁舎は入っているのですか。まずその確認をさせてください。

#### ○大友新庁舎建設担当課長

新庁舎の建設想定規模の中に、第二庁舎は入っております。今、第二庁舎に入っていて、新庁舎に入ってくる課とか、組織とかの想定面積は入っております。

#### ○鈴木（真）委員

建物自体、第二庁舎の建物は、当初は残す形ですよ。総体、約6万㎡の中に第二庁舎の部分は入っているのか、それともこれは最初から計算していなかったのか、そこをちょっと確認したい。

#### ○大友新庁舎建設担当課長

この新庁舎の6万㎡の中に、第二庁舎の約1万2,000㎡は入っておりません。

#### ○鈴木（真）委員

わかりました。要するに壊しても影響、新庁舎を建てれば当初の計画どおりで、第二庁舎を壊しても面積的にこの6万㎡で足りるということでよろしいですね。その確認だったのです。

#### ○大友新庁舎建設担当課長

基本的に第二庁舎にある機能で新庁舎に持ってこられるものは持ってくるという想定をしているところでございますが、第二庁舎にも一部機能が、どういうものが必要だろうということで、今回の基本計画の中でも一部検討していくというところで、今回締めくくっているところがございますので、これからの調整になるかと思いますが、全く影響がないという形でもなく、調整事項になるかというところで考えております。

#### ○鈴木（真）委員

たしか自分の記憶では、第二庁舎に例えば会議室を残すとかというお話があったと思うのですが、この辺が、新庁舎だけになって、これから検討して、第二庁舎をもし壊すというときには、新庁舎だけでは足りなくなってしまうのではないかというところが出てくるような気がするのですが、その辺はどう考えたらいいのですか。

#### ○榎本新庁舎整備担当部長

特に、資料別紙3の18ページの図を見ていただきたいのですが、これは「新庁舎および周辺施設の災害時の役割」ということで図が入ってまして、修正前までは第二庁舎が担う機能として、「別途検討」の四角の枠の中、「帰宅困難者一時滞在施設」、「災害対応従事者の休憩・宿泊」、「協定先や支援団体車両の駐車」というのを第二庁舎で災害時には担ってもらいたいと思っていました。それについては、今回は残すこともあるし、残さないこともあるということで、この機能はどこかの跡地の中にそれを埋め込んだ上で一体的なまちづくりを進めるものと認識しております。

#### ○鈴木（真）委員

言っていることはわかりました。前も確認したのですが、防災の駐車場がないというお話もあったと思うのですが、確かにその辺は必要な部分があると思うのです。建物本体とちょっとその辺が、何かうまく自分の中で整理がつかなかったもので、そういった形で進めていただくのでしょうか、新庁舎の中は、逆に壊すことを前提にしたなら、もっと大きなものにしなければいけないのではないのかなという気がするのですよね。そこは大丈夫なのでしょうねという確認をしたい。

#### ○大友新庁舎建設担当課長

こちらの検討機能というところがまだ課題として残っているところではございますけれども、こちらは約6万㎡とさせていただいているところでございます。こちらのほうに盛り込むことで、問題なく検討は進められるかと思っております。

### ○鈴木（真）委員

最後に。これから設計、プロポーザルを受けていく段階で、6万㎡ということ design してくるのだと思うのですよね。だけど、後になって全く別の design になるのかどうかはわからないけれども、何か約6万㎡で足りなくなってくるのは、design 業者にしても大変ではないのかなという気がするのですけれども、最後にもう一回その確認をさせてください。

### ○大友新庁舎建設担当課長

現在の design の発注でいきますと、6万㎡ぴったりのものを造るという形で design 発注をしているところではございません。必要な機能を決めて、基本計画に沿ったもので新庁舎を design してくださいということで出す形になりますので、この6万㎡というところは、必ず6万㎡ぴったりでなくてはならないというところではございません。基本計画に沿った中身の必要な機能を盛り込んで design をしていく形になりますので、基本的にはこの design 発注で問題ないかと考えてございます。

### ○渡部委員

今の続きになりますけれども、私たちが今聞こうとしていたのは、冒頭の計画があるのは、第二庁舎が残ることが前提の計画だから6万㎡だったのではないですか。第二庁舎がなかったとしても、6万㎡でよかったのですかとという中で、例えば第二庁舎の方向性が決まらないまま、今度の新庁舎の design がどんとできたときに、design ができて、いざ建てますよというときに、ああこれでは足りない、また design を直さなければならないということになりませんかということを確認したかったのです。

結局、第二庁舎があれば、それだけ箱が残って、何かしら、それこそ会議室であったり、ほかの一部施設はそちらに残してということが可能だったのでしょうかけれども、結果、それが検討の上になくなるとなったときに、全くそこが使えない状況で、では本庁舎の6万㎡というパイの中で全てが収まるのですか、大丈夫なのですよという確認です。

### ○榎本新庁舎整備担当部長

それについては、これから design をしながら都市計画を定める段階で、一番は容積率がどれぐらいかというのを調整しながら、全部入れ込む形できちんと機能できるのかどうか、そういうのを確認しながら進めていく予定でございます。

### ○鈴木（ひ）委員

世田谷区役所の視察の感想も、この場で申し上げたほうがよかったのでしょうか。

### ○若林委員長

ご一緒にというふうにご案内しております。

### ○鈴木（ひ）委員

世田谷区役所の視察を組んでいただいて、ありがとうございました。

私は改めて世田谷区の庁舎の建て替えに当たってのご説明を、本当に丁寧にしていただいて、世田谷区は区民の住民自治と交流というところをしっかりと位置づけて、あらゆるところで区民参加というのをしっかりと位置づけているというところが、本当に素晴らしいと思って、伺ってきました。

庁舎の建て替えに当たっては、あらゆるところで、とにかく区民に対して説明を貫くという姿勢が本当に貫かれていて、中間報告で説明会があり、計画ができてまた説明会をやりというのを、あらゆる場面で、基本設計から、計画・設計から、あらゆるところでされているということで、区のほうからの発信を本当にたくさんされている。

そして、その中でどうやって区民に庁舎が建て替わるということを楽しみにしてもらおうかという視点



で取り組まれているというのは、本当にこういう姿勢というのは品川区としてもぜひ貫いて、こういう姿勢を持って区民に対しての説明、そして理解をしてもらって、区民からの意見も取り入れて、区民のための庁舎を造っていくというところで、ぜひ活かしていただきたいなと思いました。本当に世田谷区の姿勢には感心するところが、たくさん学ぶところがあるなという視察だったと思います。感想です。

**○石田（ち）副委員長**

私も世田谷区役所の視察で、障害を持たれた皆さんに話を聞いたのは、本当に貴重なことだった。やはり、気づかないことというのが多々ある中で、当事者の声を聞いて、それを取り入れることができるというのがすごく貴重な時間だったとおっしゃっていたので、そこは品川区としても、障害者の皆さんの声も聞くというふうにはおっしゃっているのですけれども、さらにそういう場を作って、各団体の皆さん、そして入られていない皆さんも含めて、ぜひきめ細かく声を聞く場を作っていただきたいなと思います。

それと、やはり区民参加というところでは、今回大きな変更が、第二庁舎の問題であったりする中で、さらに区民にお知らせしていく必要があるし、今、鈴木ひろ子委員が言ったようにあらゆる場で区民参加、区民への説明というのを繰り返しやっている、それでもまだ足りないというのが世田谷区の姿勢だったので、品川区としてはやはりそこをぜひ参考に学んでいただいて、区民へのさらなる周知を広げていただきたいし、私たちも含めて広げていかなければと思いました。

**○若林委員長**

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○若林委員長**

ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

---

2 その他

**○若林委員長**

次に、会議の運営上、予定表の順番を変更しまして、予定表2のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○若林委員長**

ないようでしたら、正副委員長より1点ご案内いたします。

活動現況報告について、ご案内をさせていただきます。

去る1月11日の議会運営委員会におきまして、議長より特別委員会の委員長に対し、委員会の活動現況を報告してほしい旨の依頼がありました。

したがいまして、当委員会のこれまでの活動現況を報告させていただきたいと思います。文面につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○若林委員長**

ありがとうございます。

そのように報告させていただきます。

以上で、本件およびその他を終了いたします。

それでは、以降は、当委員会における特定事件調査のまとめの検討となりますので、理事者の皆様は、ご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

---

## 1 特定事件調査

### (2) 特定事件調査のまとめについて

#### ① 新庁舎に関すること

#### ○若林委員長

それでは、最後に、予定表1の特定事件調査、(2)特定事件調査のまとめについてを議題に供します。

本日は、今期の当委員会において議論してまいりました特定事件調査のまとめについて、取り上げます。

前回の委員会におきまして、新庁舎に関することおよび、行政のデジタル化に関することの2つの調査項目につきまして、当委員会として意見のまとめを行うこと、また、案文については正副委員長で調整し、本日の委員会でお諮りすることを確認いたしました。

また、各会派で追加のご意見がある場合は、期日までにご提出いただくようお願いしたところです。当委員会でのこれまでの議論やご意見等を踏まえまして、正副委員長で調整を行い、作成した案文を事前に配付いたしました。

本日は、これらの案文を基にご意見をいただき、進めていきたいと思っております。

また、組織体制に関することのまとめについてご案内します。前回の委員会において実質的な議論が初めて行われたため、一旦正副持ち帰りとし、まとめを作成するかについては、本日お示しすることとさせていただいております。

正副で検討しました結果、前回の委員会において、組織を横断した体制が見込まれる事業の事例として、こども家庭庁について調査・研究を行いました。事業開始前の現段階においては、検討段階の部分が多いため、まとめを作成することは難しいと考えております。前回の委員会でご案内したとおり、主な意見等をまとめたものを本日、机上配付してございますので、後ほど皆様からご意見をいただきたいと思っております。

当該まとめの決定につきまして、正副委員長といたしましては、ご意見がない場合や軽微な修正の場合でも、3月に委員会がございまして、次回の委員会で決定したいと考えております。

つきましては、これから皆様にご意見を伺いますが、本日の委員会で出たご意見等を踏まえ、追加事項がございましたら、1月31日（火）までに事務局宛てに文書でご提出をお願いいたします。

それでは初めに、新庁舎に関することのまとめを行います。

なお、本日の議論内容の案文への追加については、正副委員長で調整し、次回の委員会にてご確認いただきたいと思います。

それでは、お手元の案について、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○若林委員長

ご意見等はございませんでしたが、先にご案内しましたとおり、本日の議論を踏まえ、正副で再度調整し、次回の委員会で決定したいと思います。

以上で、本件を終了いたします。

---

## ② 行政のデジタル化に関すること

### ○若林委員長

次に、行政のデジタル化に関することのまとめを行います。

お手元の案について、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

### ○鈴木（ひ）委員

2つ目の丸の、裏のページの行政の視点についてというところの(4)ですけれども、「品川区DX推進基本方針において定めている重点取組項目の目標については、可能なものについては前倒しで進めていくこと」ということですが、この基本方針の中で、重点取組項目というのが9項目あるのですが、この中に推進方針の工程表というのがありまして、何年度にこういうふうにしていくというものが出されているのですよね。それで、この重点項目というのは、区としても特に注力して対応する事業を推進実施するというのが方針として出されているのですが、この9項目の中の1つにマイナンバーカードの普及促進というのが入っているのですよね。それ以外のところは、共産党としても推進していくということに対して賛成なのですが、このマイナンバーについては、普及促進というのは共産党としては反対の立場なので、これも含めた形で、前倒しで進めていくということに対しては、共産党としては賛成できないので、ちょっとこのところは。

### ○若林委員長

表現。

### ○鈴木（ひ）委員

表現を。マイナンバーを除くものであればいいのですが、そういうことのできるのか、それとも、そこのところが入らない形の文言にできるのであれば、そういうふうにしていただければと思うのですが、それが入っていると削除していただきたいという意見を申し上げたいと思います。

### ○あくつ委員

マイナンバーのことについては、私もいろいろお話をしたのですが、あえて多分ここからは抜いていただいた。それは共産党の立場もあるからということで抜いていただいたと思うのです。丸の「行政の視点について」のところについては、表記として「可能なものについては前倒しで進めていくこと」と、「可能なものについては」という条件がついているので、今のものも含めて、このままの表現でいいのではないですか。それはいろいろな捉え方ができるでしょうから。そんなことを言っていたら、全部削除しないと無理になってしまうので、いかがですか。

### ○渡部委員

途中まで手を挙げかけたら、あくつ委員から手が上がったのですが、全く同感でございまして、あくまでも全てを前倒しだとか何だとかというのではなくて、「可能なもの」というような注意記載が入っていますので、そこで十分理解した上での配慮かと思われますので、この記載でよろしいかと思います。

### ○鈴木（ひ）委員

「可能なもの」というのは、何て言うのですかね、誰が可能だというふうに判断するか。可能か可能ではないかというのは、共産党が反対しているから、可能でないということになるものではないので、「可能なものについては」ということでは、私たちの思いは反映されないのではないかなと思うのですよね。

### ○あくつ委員

自分の政党が反対だから入れ込むのは反対、マイナンバー制度自体に反対だから反対、カード自体に

も反対と、そういうことを言っていたら、まとまらないですよ、はっきり言って。だから、今まとまるように正副で調整してこのような形にさせていただいたと思うのですけれども、配慮に気づかれたのかどうか分かりませんが、そういう形で配慮した表現になっていると思うのですけれども、先ほど申し上げたとおりですが、まだそれでもご主張されるということですか。

#### ○鈴木（ひ）委員

これは全ての委員が一致できる場所で出していくというのが基本だと思うのですね。そういうところで、これではちょっと一致できないというところ。そして、あえてこれは区としても推進するというので、推進、実施という方向を打ち出していますので、それをあえて前倒しで、この委員会として出さなくてもいいのではないかなと私は思います。

それなので、「マイナンバーを除いて」とかということになるのであれば、私たちとしても賛成なのですが、「可能なもの」というところだと、マイナンバーが除かれるという表現には捉えられないと思いますので、それはご検討いただけたらと思います。

#### ○渡部委員

それは全く違うと思います。というのは、マイナンバーカードだって、何だかんだ言って、国のほうの施策もあって、7割、8割と取っていく人が増えている中で、何も私たちはマイナンバーを進めろという話ではなくて、それ以外の窓口サービスであっても、行財政のいわゆるお金の払込みですとか何ですとか、システムさえ整えば早くできることというのは重点取組項目以外にあるわけです。そうであれば、何も後ろ倒しする必要はなくて、前もってやりなさいよということで自民党といたしましては、そこはしっかり残していただかなければ困ることです。

ですから、マイナンバーに対して配慮させていただくのであれば、「可能な限り」。では、これは進めろ、これは進めないという話では全くありませんので、これはぜひ正副でもう一度ご検討いただいて、「可能な限り」という表現が一番落としどころとしてはいいのではないかなと考えます。繰り返しになりますが、何も私たちはマイナンバーがどうこうと言っている話では全くありません。

正副で意見が出ている時点で、私たちがあえて何も言う話ではございません。正副がいらっしゃいますから。今、主張されているところの副委員長もいらっしゃいますので、そこはお任せいたします。

#### ○あくつ委員

正副にお任せします。

#### ○若林委員長

ほかにいかがでしょうか。

では、行政のデジタル化に関することは、いいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○若林委員長

ただいまの行政の視点についての(4)については、3名の委員からある意味で会派を代表してご意見をいただきました。

あくまでもマイナンバーカードは国の事業でございます。そういったことも含めてこういう表現にさせていただきました。当然、先ほどご案内したとおり、3月に最終決定いたしますので、またお示しすることになりますので、よろしく願いいたします。

ほかになければ、本日皆様から頂いたご意見を基に、正副委員長で再度調整させていただきまして、次回の委員会で改めて案文を提示し、決定してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○若林委員長

ありがとうございました。

それでは、以上で本件を終了いたします。

最後に、組織体制に関することのまとめについてでございます。

まず、まとめの取扱いでございますが、先ほど申し上げたとおり、正副としてはまとめの作成は難しいと考えております。これ以外にもご意見がございましたら、皆様のお考えをお伺いしたいと思います。

参考資料としまして、皆様に当委員会における主なご意見等を整理したものを配付させていただきました。こちらを参考にいただきながら、また、まとめを作成していくかどうかについても、ご意見をいただければと思います。

それでは、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○あくつ委員

冒頭にご説明があったとおり、なかなかこども家庭庁発足前というところで活発な議論もできなかったので、まとめを作成することは困難だと思います。

○鈴木（ひ）委員

共産党としても今の委員長の提案どおりで、まとめはしないという方向でいいと思います。

○若林委員長

それでは、まとめの必要はないという意見が多数のようでございますので、組織体制に関することについてのまとめは行わないこととさせていただきます。

以上で、本件および特定事件調査を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、行財政改革特別委員会を閉会いたします。

○午後2時18分閉会